

3

被害軽減のための捕獲



3-3-1 中型獣類の捕獲

捕獲を効果的に実施する場合には対象となる中型獣類の生活と特徴を知ることが必要である。被害現場には食害や足跡など多くの痕跡が残される。これらの情報から加害獣を特定することで効率の良い捕獲作業が可能になる。

1.被害確認、現地調査

被害が発生したら迅速に実施する。現地は必ず自分の目で確認する。

(1) 農業被害

被害状況や足跡などの痕跡から獣種、侵入経路の特定を行う。

【被害状況による特定】

アライグマ被害



根本から倒してきれいに食べる

ハクビシン被害



斜めに倒してきれいに食べる

アナグマ被害



根元を掘って倒す

タヌキ被害



地面に着いた方は食べない



上部に穴を開けて中をくり抜く



大きな穴を開けて頭を突っ込んで食べる



バラバラにして食べる

(2) 家屋被害

建物に残された爪痕や侵入状況から獣種、侵入経路の特定を行う。

【爪痕やシミ等による特定】

アライグマ被害



柱に残された爪痕



ガラスに残された爪痕



糞尿のシミ(壁に沿って現れる)

ハクビシン被害



柱に残された足跡



雨樋に残された足跡



糞尿のシミ(ポツンと現れる)

2.生息確認

痕跡で判断がつかない場合や被害現場に現在も生息しているかどうかを確認する場合には足跡トラップ（写真1）やセンサーカメラ（写真2）を設置するとよい。足跡トラップはベニヤ板やトタン板、石灰などを通りそうな場所に設置し足跡を明瞭に記録する方法である。センサーカメラは動物が通ると自動的に記録してくれる優れた機材である。センサーカメラを使用すると生息している動物が確実にわかるので対策も効率良く進む。



写真1 ベニヤ板に残されたアナグマの足跡



写真2 センサーカメラでアライグマ確認

3.箱わなの設置

中型獣類の捕獲には小型の箱わなを使用する。箱わなにはエサ吊り式（写真3）と踏み板式（写真4）がある。エサ吊り式はエサをトリガーに直接固定し動物がエサを引っ張るとドアが閉まる仕組みになっている。踏み板式はエサを食べに来た動物が足で板を踏むことにより作動する仕組みで、踏ませるためにはエサの位置などの工夫が必要である。



写真3 エサ吊り式



写真4 踏み板式

（1）箱わなの大きさ

箱わなは奥行きが65cm～75cmのものを使用する。奥行きが長い方が良いように思われるが長くなると入り口からエサまでの距離が発生するので警戒心により捕獲率は極端に低くなる。

（2）エサ

中型獣類は甘いスナック菓子を主体とする。このほかにドーナツ、ラーメンスナックなど甘い香りや香ばしい香りの強いものも高い誘引効果が得られる。誘引できない場合は鳥の唐揚げや煮干し、ペットフードなども使用するがネコの錯誤捕獲に注意が必要である。ネコの多い場所では殻付き落花生や果実などを使用すると錯誤捕獲は少し軽減される。

アライグマはエサに対して保守的な一面があり食べ慣れないものでは誘引できない場合もある。そのような個体に対しては生息域内にある被害作物などをエサとして利用する。

ハクビシンはバナナを主体とする。バナナは新しいものより全体が茶色くなった腐りかけが効果的である。

(3) エサの付け方

エサ吊り式の場合は水切りネットを使用しフックに小さく丸めて取り付ける。次にエサを取り付けたフックを箱わなの奥に位置するようにセットする。この際、エサが網に近くなるため外から食べられることが発生する。これを防ぐためには箱わなの後ろ部分に爪が掛からないような資材を取り付ける。市販の「鉢底ネット」を利用すれば穴あけ作業もなく取り付けられるので便利である。

踏板式の場合はわな奥の上部に固定すると良い。地上部付近に取り付けると常に踏板が視界にあるため踏む確率が低くなる。上部設置は踏板を視界から消すための方法である。

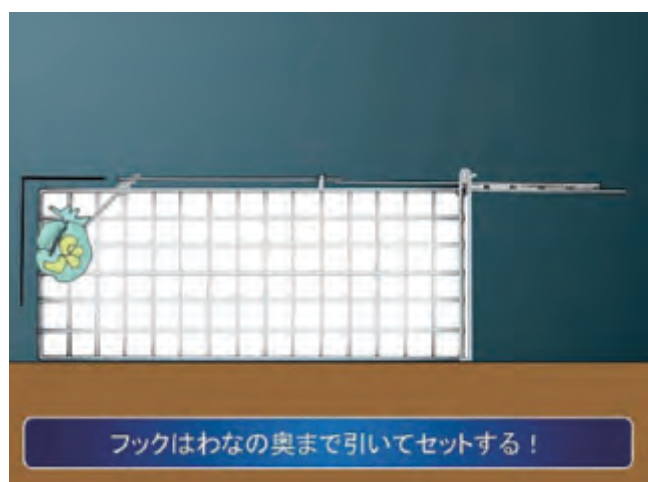


図1 箱わなの設置

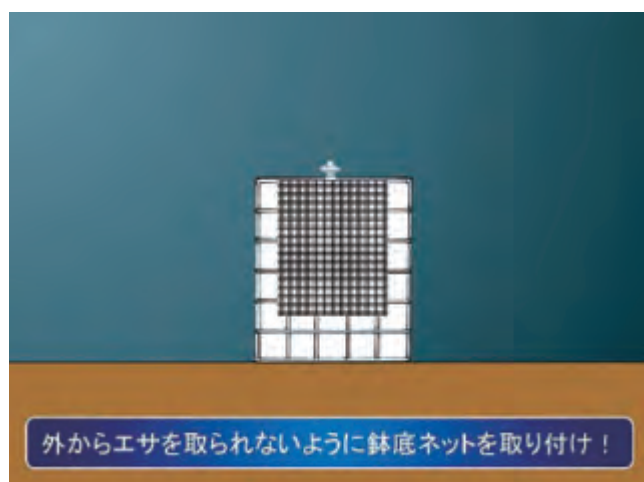


図2 鉢底ネットの利用

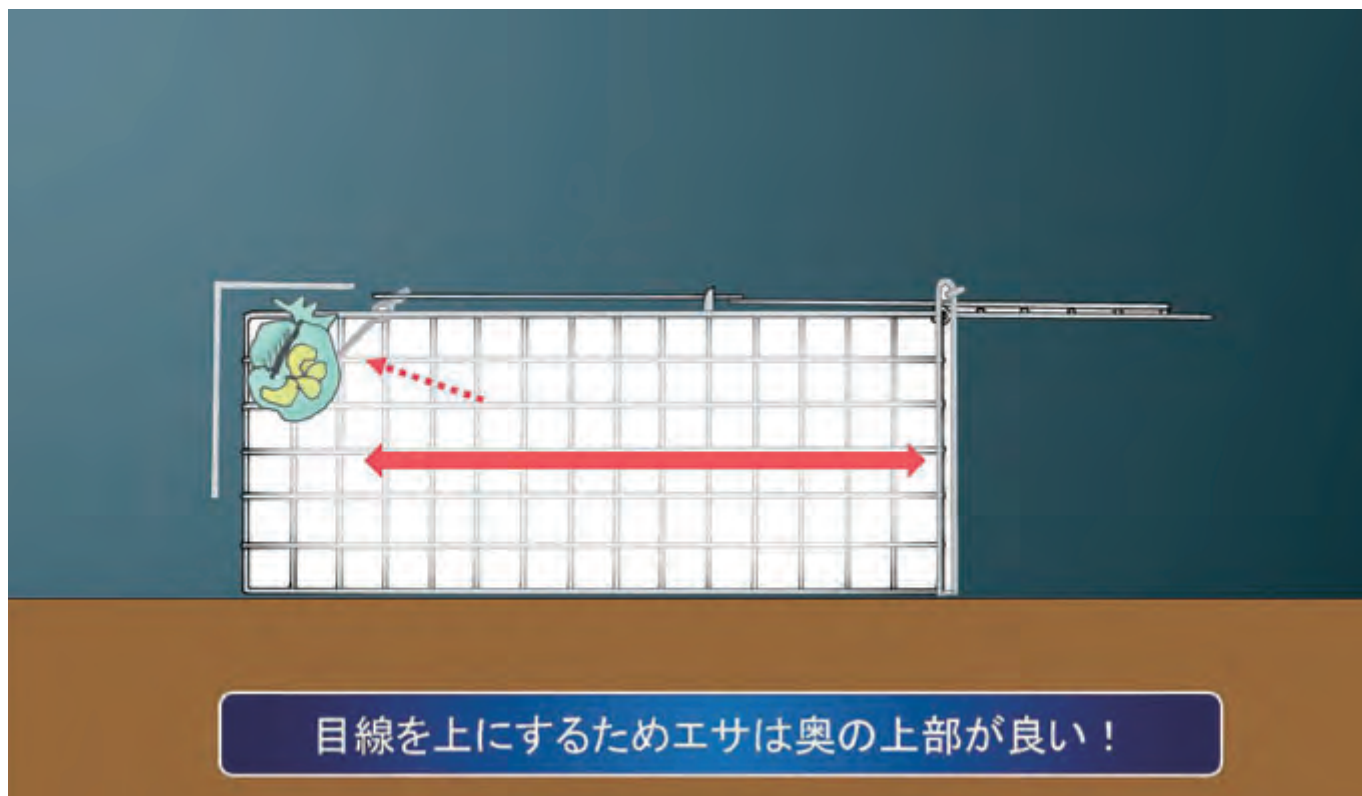


図3 箱わなにおける中型獣類の動線

(4) 設置場所（農業被害の現場）

被害となる農作物を食べさせないように柵などで囲い、柵の外側に柵に沿うように設置する。この際のエサは狙われた作物を使用する。囲えない場合は獣道を探して被害現場から離れたところに獣道に直角に設置する。



図4 畑に設置、けもの道に直接設置は×



図5 畑に柵をして設置、けもの道に直角に設置は○

(5) 設置場所（家屋侵入被害の現場）

侵入場所が決まると周辺をうろつかなくなるので場所の特定が重要である。侵入経路や侵入口が確認できれば建物に沿うように設置することで捕獲は進む。侵入場所が不明の場合で屋根裏にスペースがある建物であれば天井裏に設置する方法も考えられる。



図6 家屋周辺の捕獲は侵入経路を見つけることが重要

4.アライグマの捕獲

アライグマは特定外来生物に指定されているので被害管理の捕獲だけではなく根絶へ向けての捕獲を行う必要がある。現在、捕獲圧は農作物の被害が発生する6月～10月に集中している現状がある。被害管理の捕獲であれば現状でも良いが根絶を目的とした場合は問題が残る。農作物被害発生時期の捕獲はこの年に生まれた幼獣の捕獲率が高く、捕獲数の実績は上がっても生息数の減少には繋がらない。増加させないためには分散期から出産前の冬季から春季の捕獲圧を高める必要がある。しかし、この時期は農作物の被害が少なくなるため箱わなの稼働率が低くなるのも事実だ。雌は冬季に住宅地へ移動する傾向があるため、家屋侵入など農地以外の場所からの被害報告が多くなる。冬季の捕獲は住宅地付近を中心に箱わなの稼働率を高めることが効果的である。住宅地付近の捕獲は飼いネコや地域ネコの錯誤捕獲にも注意が必要である。錯誤捕獲が懸念される場合はアライグマ専用捕獲器（ラクーンキューブ）を使用する。この箱わなは筒状のパイプの奥にトリガーがありアライグマだけが作動させることができる構造になっている。錯誤捕獲のため通常の箱わなでは控えていた魚介類や犬猫用のエサなども使用できるので捕獲率が高くなる。

増加を防ぐためには「捕り残し」も重要な問題である。6月に野外活動を始めた幼獣は10月頃まで親子で行動する。この間に「捕り残し」をしないことが翌年の個体数減少に大きく関与することがわかった。

アライグマの行動には他の動物では見られない特徴がある。行動を共にする1頭が捕獲されても他の個体はその場から離れず3日くらいは付近に留まることである。アライグマの産仔数は平均で4頭。親を含めて5頭で行動している場合、毎日わなが設置できたとしても3頭が限界である。つまり2頭は「取り残し」になる。現在、わなの運用は一人1台が大半を占める。これが「捕り残し」の原因である。親子で行動している時期のわな複数台運用が個体数減少のポイントである。



写真5 アライグマ専用捕獲器(ラクーンキューブ)

5.捕獲後の処理

捕獲後は速やかに安楽死処分を行う。加害獣であっても、できる限り苦痛を与えない方法で行うものとする。なお、処分のためにアライグマを生きている状態で移動する場合はアライグマ捕獲従事者が行う必要があるが、外来生物法の防除実施計画に基づき行われる場合は、この限りではない。

コラム

野生動物は人獣共通感染症を起こす病原体を保有している可能性があるため、捕獲時に噛まれたり、ひつかかれたりしないような注意が必要である。このため、作業をするときは必ず手袋を着用し肌が露出しない服装をするなど、糞尿、血液、唾液、鼻汁などに直接触れることがないように心がけることがまず重要である。また、糞尿を処理した際、寄生虫の虫卵等が付着している可能性があるため、作業に使用した衣類及び機材等は洗浄、消毒などを心がける必要がある。

さらに、野生動物に寄生しているマダニにも注意が必要である。マダニが媒介する感染症には日本紅斑熱やSFTS（重症熱性血小板減少症候群）などがあり、対応が遅れて患者が死亡するケースも見られる。中でもSFTSは特に注意が必要で、有効な薬剤やワクチンがないため、対処療法が主体となっており、すでに100例以上の死亡者が出ている。

これまでの調査では、アライグマやタヌキ、アナグマ、ハクビシンなどからSFTSウイルスの抗体が見つかったが、SFTSに感染していても発症していない動物が多いため油断できない。ただし、すべてのマダニが病原体を持っているわけではないため、ダニに刺されたからといってあまり神経質になる必要はないが、主に発熱、倦怠感、消化器症状（嘔気、嘔吐、腹痛、下痢、下血）が出現し、ときに、腹痛、筋肉痛、神経症状、リンパ節腫脹、出血症状などを伴うことが報告されており、初期症状が出たら即座に医療機関を受診することを強く推奨する。

マダニは付着していた動物が死亡し体温が下がると体毛の表面に這い込めてくるので、咬傷を防ぐためには、捕獲に従事する者は個体の取り扱いに注意するとともに、屋外活動後は、すぐ入浴して全身を石鹸で洗い流し、衣服も交換することが重要である。

1.マダニの生息場所



2.マダニから身を守る服装



3.マダニから身を守る方法



4. 忌避剤の効果



出典：マダニ対策、今できること(国立感染症研究所ホームページ)
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/sfts/2287-ent/3964-madanitaisaku.html>

3-3-2 捕獲に関する法律

1. 鳥獣保護管理法に基づく捕獲

鳥獣保護管理法では、鳥獣及び鳥類の卵については、原則としてその捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）又は採取等（採取又は損傷をいう。以下同じ。）が禁止されている。捕獲には、狩猟による捕獲と許可捕獲がある。被害が発生しているからといって、野生の鳥獣を自由に捕獲することはできない。

(1) 狩猟

鳥獣保護管理法において、狩猟は、「法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等をする」ことと定義されており、狩猟鳥獣以外の鳥獣の狩猟は禁止されている。狩猟を行うためには、狩猟免許を取得した上で、狩猟をしようとする都道府県に狩猟者登録し、狩猟ができる区域・期間・猟法など、法令で定められた制限を遵守する必要がある。なお、銃猟をする場合は、狩猟免許の他に銃砲刀剣類所持等取締法に基づく猟銃の所持許可も得る必要がある。

■ 狩猟免許

狩猟免許を受けるには、法定猟法の種類に応じた次の4種類の区分に応じて、都道府県知事が実施する狩猟免許試験に合格する必要がある。

(表1) 狩猟免許の種類

狩猟免許の種類	使用できる猟具
網猟免許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
わな猟免許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな） ※ 囲いわなにあつては、農業者又は林業者が事業に対する被害を防止する目的で設置するものを除く。
第一種銃猟免許	装薬銃
第二種銃猟免許	空気銃（コルクを発射するものを除く）

環境省資料より

■ 狩猟者登録

狩猟免許を取得した者が狩猟を行おうとする場合は、あらかじめ狩猟をしようとする都道府県に登録し、所定の狩猟税を納付する必要がある。

■ 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣46種類のうち、獣類は次の20種類が捕獲対象。

(表2) 狩猟鳥獣の種類（獣類）

獣類（20種類）
タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（ツシマテンを除く。）、イタチ（雄）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

環境省資料より

※ 狩猟期間：10月1日～1月31日（北海道）／11月15日～2月15日（北海道以外）

対象狩猟鳥獣や都道府県によっては、猟期を延長又は短縮している場合があるため、登録都道府県にご確認下さい。

(2) 許可捕獲

■許可権限者

許可の権限者は、以下の通りとなっている。

○環境大臣:国指定鳥獣保護区内、希少鳥獣の捕獲等の場合及びかすみ網を用いた捕獲の場合

○都道府県知事:大臣許可の対象となるもの以外の鳥獣の捕獲等の場合(※)

(※)多くの都道府県では、地方自治法第252条の17の2の規定又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条の規定に基づき、その捕獲許可権限の一部を市町村長に委譲している。

■許可の基準

捕獲許可の基準については、上記の許可権限者が、捕獲の目的ごとに、鳥獣の種類・数量・期間・区域・方法等に関する要件を定めている。

都道府県の捕獲基準については、知事が策定する鳥獣保護管理事業計画の中に定められている。

2.特定外来生物の防除

特定外来生物の捕獲は、鳥獣保護管理法に基づく捕獲に加え、外来生物法に基づく防除が活用できる。外来生物法に基づく特定外来生物の防除については、複数年にわたる防除実施計画の確認・認定を受けることができるため、農林水産業等の被害発生を受けて捕獲する防除だけではなく、被害の未発生時の予防的に行う防除や野外からの根絶を含め、計画的な防除に適した制度である。

国や都道府県は防除の公示を行うことにより、市町村(※)は国の確認を受けることにより、民間団体等は国の認定を受けることにより、外来生物法に基づく防除を行うことができる。

(※)国や都道府県と協力して防除の一部を行う場合は、国や都道府県の公示に市町村名を記載することで、国の確認なしに外来生物法に基づく防除を行うことができる。

(表3)特定外来生物の防除と鳥獣保護管理法における許可捕獲及び狩猟

	外来生物法	鳥獣保護管理法	
	防除の確認・認定に基づく防除	許可捕獲	狩猟
目的	特定外来生物による生態系や人の生命・身体、農林水産業への被害の防止	学術研究、鳥獣の管理(農林水産業等の被害防止を含む)等	問わない
鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可	防除の確認・認定を受ければ許可は不要	都道府県知事または市町村長等の許可が必要	不要
捕獲対象	特定外来生物 ※防除の対象種類以外が捕獲された場合は放獣の必要性あり	狩猟鳥獣以外を含む全種及び卵	狩猟鳥獣(46種) ※卵、ひなを除く
捕獲方法	防除実施計画書で定めた捕獲方法(ただし、外来生物法第12条により適用除外とされていない規制については鳥獣保護管理法に基づき行う)	法定猟法以外も可(危険猟法の禁止等の制限はある)	法定猟法
実施期間	複数年の計画策定が可能(通年可能)	許可された期間(通年可能)	狩猟期間(11/15~2/15(※地域によって異なる場合あり))
捕獲実施者	適切な知識及び技術を有していると認められる者であれば狩猟免許非所持者も可能 例)自治体が開催した狩猟講習会に参加し修了証書を受領した者	申請をして許可を受けた者(狩猟免許を所持していなくても可能となる場合がある)	狩猟者(狩猟免許を取得し、都道府県で狩猟者登録(狩猟税の支払)をした者)
その他	防除に伴う特定外来生物の保管・運搬についても、飼養等許可を受けず実施可能	鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲に伴う一時的な保管・運搬については、外来生物法に基づく手続きは不要	鳥獣保護管理法に基づく狩猟に伴う一時的な保管・運搬については、外来生物法に基づく手続きは不要

環境省資料より